

# 愛媛県立子ども療育センター照明改修(LED化)仕様書

## 1 業務概要

本業務は、愛媛県立子ども療育センターの照明器具をLED照明に改修することにより、既存照明灯具において頻発している劣化故障の改善及び改修後の省電力化を図るものである。

## 2 改修内容等

### (1) 改修内容

改修箇所は別添参考図面のとおりとし、改修は既設灯具(蛍光管の照明器具)をLED照明器具に交換するものである。

既設灯具の数量及び交換LED照明の仕様は、別添LED照明器具一覧表(相当品(参考規格))として記載のとおりであり、幅、長さ、高さ、重量、照度、光束維持時間等同等品以上の製品を選定すること。(数量・仕様等に誤謬がある場合は別途対応とし、入札金額は本仕様に基づき算出すること。)

積算項目等については、別添設計書のとおりとし、必要に応じて項目等追加すること。

設置する照明器具は、原則として同一メーカーの製品で統一すること。

### (2) 事前の現地調査

別添LED照明器具一覧表記載の数量・仕様等のデータは、竣工時の設計図面等を参考に作成したもので、現況と必ずしも一致していないことから、現況との整合確認のために、契約締結後速やかに、既設灯具の現地調査を実施することとし、この現地調査結果に基づき、数量・仕様等についての修正の有無、修正内容等を示す書面・図面を作成し提出すること。

## 3 施工内容

灯具交換箇所は、既設灯具を撤去し、新設のLED照明灯具を取り付けること。

なお、設置箇所の詳細については、協議により決定する。

## 4 作業一般

(1) 作業は事務局係員(以下、「係員」という。)の指示のもとに実施すること。

(2) 業務の実施に先立ち、実施体制、工程表、緊急時における連絡先等業務を適正に実施するために必要な事項を取りまとめた計画書を作成し、係員の承認を受けること。

なお、LED照明改修にあたり、執務室については、業務に支障が出ないよう工程を作成し、改修実施後、照度確認及び養生撤去を完了させること。

(3) 実施にあたっては、現場の安全と当センター職員の業務に十分留意し、係員と緊密

な連絡を保ち、事前に打合せを行うこと。

執務室等の実施においては、灯具取外しに伴うほこり等が机上に落ちないように養生シート等で対策すること。

- (4) 事故発生の際は応急の処置を講ずると共に速やかに係員に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 作業に従事する要員は十分な経験と技能を有する者とする。
- (6) 実施責任者は常に自己の連絡先を明らかにし、作業の進行に支障のないようにすること。
- (7) 作業に必要な電力及び用水は無償で使用可能であるが、節約に努めること。
- (8) 作業に必要な材料、接続ケーブル、工具及び消耗品の一切は受注者の負担とする。
- (9) 火災予防には特に注意し、火気の使用は絶対に行わないこと。
- (10) 荷物の搬出入にあたっては、その都度、係員に申し出てその指示に従うこと。
- (11) 作業範囲外の場所には立ち入らないこと。
- (12) 工程を変更するときは、係員の承認を受けること。
- (13) 作業の際に建築物等に損傷を与えないよう十分留意のうえ改修することとし、万が一損傷させた場合は、速やかに係員に申し出て協議を行い、受注者の負担において復旧させること。
- (14) 業務の実施に伴い発生した蛍光灯及び灯具等の処理は、関係法令を遵守し適正に処理すること。

## 5 材料の基本要件及び仕様

- (1) 本改修に必要な材料等は、再使用する材料以外は全て、未使用品（新品）とし、規格・品質等が無いものは、日本産業規格あるいは同基準に準ずる優秀なものを使用し、十分な強度、耐久性、耐候性、耐腐食性及び耐震性の性能を有するメーカー規定に合致したものであること。
- (2) 原則として、日本国内の主要な地域にメーカーのサービス拠点を有し、新設機器の障害、修理等に対して迅速に対応できるメーカー製品であること。

### (3) 機器の仕様

「2改修内容等」の「同等品」とは、性能的に同程度であること及び既設機器の現設置場所に設置できるものとする。

ただし、同等品とする場合は、同等以上であることを証明する資料を添付し、係員の承諾を受けること。

### (4) 配線材料等

配線材料等については、国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）による。

## 6 適用仕様書

本改修の仕様は、仕様書及び設計書によるほかは国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）、メーカー規定及び関係諸規則による。

## 7 提出書類

本改修について、受注者は下記の関類を提出すること。

なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とし、提出数は発注者の指示による。

- (1) 請負代金内訳書（契約締結後速やかに）
- (2) 現地調査結果に基づく書類・図面（契約締結後速やかに）
- (3) 工程表（契約締結後速やかに）
- (4) 着手・完了届（着手・完了後速やかに）
- (5) 施工計画書（契約締結後速やかに）
- (6) 作業写真（竣工後速やかに）
- (7) 完成図面（機器配線、設置場所を示した図面・竣工後速やかに）
- (8) 納入機器完成図、カタログ、メーカー仕様書、機器取扱説明書、試験成績報告書など（竣工後速やかに）
- (9) 保証書
- (10) 処理業者が作成したマニフェスト票（D票またはE票）の写し、処分した廃棄物の種類・廃棄量がわかるものを提出すること。
- (11) その他指示された書類

## 8 検査

更新機器、施工機材及び材料搬入時に、現場代理人等立会のうえ、係員に報告し、立会いの検査を受けること。

改修業務完了後、現場代理人等立会のうえ、センターの検査担当者が完成検査を実施し、現場及び書類検査合格をもって完了とする。

ただし、手直し事項が発生した場合は、手直し完了後再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

## 9 その他

- (1) 本改修は、病院施設内の施工のため、施設利用者及び施設運営に支障が無いように特に配慮し施工すること。
- (2) 改修について、事前に係員と連絡をとり、利用状況や安全管理、振動騒音等を配

慮のうえ施工すること。

また、事前に施工計画書を提出し、承諾のうえ、施工するものとする。

- (3) 改修の進捗状況により更新機器、施工機材及び材料等を現場敷地内で、一時的な置き場を確保する必要がある場合、事前協議により許可するが、受注者の責任において管理し、破損や盗難などについての一切の責任を負うこと。
- (4) 作業場所周辺は、養生及び立入禁止表示等を行い周辺の安全と保護対策を行うこと。
- (5) 改修現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (6) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (7) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め改修の全容を把握できるようにすること。
- (8) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出・報告・検査等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を実施すること。
- (9) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本改修で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (10) 本改修を施工にするに当り、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (11) 同敷地内で他の改修等を行っている場合は、双方の改修等が適切かつ円滑に行われるよう、十分調整のうえ実施すること。
- (12) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (13) 現場施工上疑義が生じた場合は、センターと協議のうえ決定すること。
- (14) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行い、担当職員の説明を受けること。ただし、現場確認・職員の説明を受ける日時は事前に連絡のうえ、調整を行うこと。